

## 会議録

### 1 附属機関の名称

犬山市いじめ問題対策連絡協議会

### 2 開催日時 令和5年2月13日（月） 14時00から15時00分まで

### 3 開催場所

市役所 301会議室

### 4 出席した者の氏名

(1) 委員 山口勝司, 深町聖子, 内藤慎二, 三輪芳久, 岩田俊樹, 横井宏美  
黒川雅之, 岩田晃典, 細野優子

(2) 事務局 滝 誠, 高木順二, 野口和敬, 加藤浩子

### 5 議題

- (1) 当市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について
- (2) いじめ防止の取組について
- (3) いじめ問題対策に係る各機関・団体の意見交換

### 6 傍聴人の数

0人

### 7 内容

#### 【事務局】加藤

ただ今より、令和4年度 第1回犬山市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

ご参加の皆様方からは、委員就任に向けての承諾書をご提出いただいています。失礼ながら、委嘱状は机上に配付させていただきました。年度末までの任期となりますがよろしく願いたします。

#### 【事務局】加藤

開会にあたり、犬山市教育委員会 滝 誠 教育長がごあいさつ申し上げます。

#### 【教育長あいさつ】

#### 【事務局】加藤

新規委嘱の方もおみえですので、自己紹介をお願いいたします。

＝自己紹介＝

#### 【事務局】加藤

本連絡協議会は犬山市附属機関設置条例に基づいて設置しております。一部個人情報を取り扱う部分を除いて、基本的に公開することとなります。

本日は、傍聴人の出席はありません。また、会議録を市ホームページへ掲載することとなります。

【事務局】加藤

それでは規則、第5条2項「会長及び副会長は、委員の互選により定める」に従って、会長・副会長の選任を行います。

どなたかご推薦はありませんか。

【岩田俊樹委員】

会長には、校長会長の三輪 芳久委員、副会長には保護者視点で参加いただける山口 勝司委員が適任だと思いますので推薦いたします。

【事務局】加藤

ご推薦がありました。他の方いかがでしょうか。

他にご意見がないようですので、＜会長＞三輪様、＜副会長＞山口様の就任を拍手でご承認ください。

【事務局】加藤

ありがとうございました。これ以降の協議・情報交換の取り回しにつきましては、三輪会長にお預けいたします。よろしくお願いいたします。

---

【会長】

議事録署名者として、校長会副会長の岩田俊樹校長と生徒指導担当者代表の横井教諭の2名を指名します。

【会長】

それでは、協議に入ります。まず、（1）いじめ問題対策連絡協議会の概要について、事務局お願いします。

【事務局】加藤

それでは、本会の概要について説明させていただきます。

本会は、平成26年度に発足し、今年度で9年目を迎えます。「犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則」の第2条、第3条をご覧ください。当協議会は、市内小中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図ることを目的として、情報交換を中心とした連絡協議を行うことになっております。

「犬山市いじめ問題対策連絡協議会規則」裏面の第6条の3項をご覧ください。

本会はおおむね、前期終了時点と年度が終了する時期に2回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催したり、発生したいじめ問題の関係者を会議に招集したりすることがあります。本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染状況をみて、1回の開催といたしました。以上です。

【会長】

事務局の説明について、ご質問・ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、次の協議事項に移ります。

【会長】

（2）本市におけるいじめ問題の現状と対応・対策について 事務局お願いします。

【事務局】加藤

それでは、28年度4月に策定しました「犬山市いじめ防止基本方針」をご覧ください。

学校、保護者、地域が連携していじめに対応するために、この方針を発信し、子どもたちを取り巻く

より多くの方々に子どもたちを見守る目をもっていただくことを狙っています。

この方針を受け、各学校でも、各々のいじめ防止基本方針を策定し、各校のHPに常掲しております。

別紙資料、「生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり3」をご覧ください。こちらは、令和3年7月に国立教育政策研究所より発行された資料で、学校にも通知した資料です。平成25年に制定・公布された「いじめ防止対策推進法」によって、各学校において、いじめ防止のための対策に関する基本方針を定めることや、いじめ防止等のための組織を置くことが求められるようになりました。本市においても、各学校がいじめ防止基本方針を作成し、対策委員会等の校内組織を置いています。この資料は、その具体的な運用についてまとめられたものです。

6ページをご覧ください。学校で多くなっているのが、「仲間はずれ・無視・陰口」などの、暴力を伴わないいじめです。暴力を伴ういじめとは違い、暴力を伴わないいじめが疑われる行為は、はやす、笑うなど、行為自体を悪と決めつけられないものがあります。状況によっていじめかどうかの評価は変わりますし、人間関係も考慮して判断すべきです。だからこそ、組織で判断して対応することが不可欠であると書かれています。

教育の場では、他者との関わりが重要視されています。その分、いじめが発生するリスクもあります。そのため、より注意深く見守りつつ教育活動を進めていく必要があることを、強く自覚しなければなりません。とりわけ、暴力を伴わないいじめの被害の場合には、見逃したり見過ごしたりしやすいので、一層の注意が求められます

7ページをご覧ください。ここには、暴力を伴ういじめと暴力を伴わないいじめについて、その加害経験をもつ児童生徒をまとめたものです。先に②、暴力を伴ういじめから説明しますが、加害経験は一部の児童生徒に偏っていることが分かります。そのため、特定の児童生徒を注意して見ていれば発見しやすい問題であると言えます。つまり、暴力を伴ういじめについては、早期発見が有効に働くとと言えます。

対して、暴力を伴わないいじめは、加害経験のある児童生徒が全体の約9割もいることが分かります。つまり、一部の限られた児童生徒だけでなく、すべての児童生徒に目を向けるべき問題であると言えます。そのため、暴力を伴わないいじめについては、早期発見よりも未然防止に力を注ぐ方が有効であると考えられます。

このように、いじめの内容によって、有効となる手立ては異なりますが、いずれにしても複数の目を見て、組織で判断し、対応することが大切です。9ページには、いじめ対策組織において、集約担当を決め、校内の情報を一手に集約するという方法が書かれており、11ページにはその具体的な運用例が書かれています。また、12ページからは、小中学校それぞれでの組織構成について書かれています。小学校では、ほとんどの先生が学級担任をもっていることから、管理職や教務主任、養護教諭などが集約担当となり、先生方にとっての報告窓口となることが最善となります。対して中学校では、生徒指導主事が集約担当となったり、さらに学年内に集約担当を決めたりするなど、組織を細分化することも考えられます。

すでに市内の各小中学校には、このような組織の運営をさせていただいているかと思いますが、改めて、それが機能しているかを確認していただきたいと考えております。学校規模や教員構成も学校によって異なりますので、これまでのやり方が今の学校においても最適かどうかについては、絶えず見直す必要があると思います。

また、14ページ以降にあるように、記録の整理についても改めて各学校をお願いしていきたいと思えます。いじめは、数年後にぶり返すことがあります。解決と思われたことが、実は解決しておらず、後に重大な事件・事故に発展する場合があります。しかし、記録することが学校の負担になってはいけません。いじめ事案に対して、組織として、いつどのように判断し、対応したのかの記録を、どう扱った

ら整理・活用しやすくなるのか、今後検討していきたいと思えます。報告は以上です。

【会長】

ここからは具体的事例を報告してもらいますので、傍聴者の方はご退室願います。

【会長】

事務局より、いじめ防止の取組について説明をいたしました。

これをもとに3の情報交換に入って参りたいと思えます。それぞれのお立場から、様々なご意見やご助言等をいただければ幸いです。どんな点からでも構いませんのでいかがでしょうか。

以下、非公開とします。

【会長】

活発な意見交換をありがとうございました。

最後に、本日ご参加いただいている尾張教育事務所の岩田委員に専門的な見地から、犬山市のいじめ対策に関してご示唆をいただけますでしょうか。

【岩田晃典委員】

学校で担任でもその他の先生でも「この先生になら相談できる」「助けてもらえる」というように信頼して相談できるような関係作りが大切です。日頃から子どもたちとの信頼関係を築いていくことが大切です。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの専門的な見地からのご示唆や、皆様からいただいたご意見をもとに、さらにいじめ防止のための指導を充実させて参ります。

それでは、情報交換を終えて、事務局に進行を返します。

【事務局】加藤

どうもありがとうございました。

それでは、最後に滝 教育長よりご挨拶申し上げます。

【教育長あいさつ】

【事務局】加藤

以上で第1回犬山市いじめ問題連絡協議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。